

## 岡山海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 岡山海区漁業調整委員会の委員候補者の選定に関し、被推薦者及び応募者（以下「被推薦者等」という。）を評価し、候補者案を作成するため、岡山海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 別に定める基準に基づき被推薦者等の評価を行い、候補者案を作成し、知事に報告する。
- (2) 評価委員会は、被推薦者等の評価に当たり書類による評価を行うとともに、必要に応じて面接その他適当と認める方法による評価等を行うことができるものとする。

(委員会の構成等)

第3条 評価委員会は、委員4名以内で構成する。

2 評価委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。また、評価委員会に委員長を置き、水産課長の職にある者をもって充てる。

- (1) 農林水産部参与（水産振興担当）
- (2) 農政企画課長
- (3) 組合指導課長
- (4) 水産課長

(会議)

第4条 評価委員会は、委員長が招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持)

第5条 評価委員会は、非公開で行う。

2 評価委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、農林水産部水産課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。